株式会社メルコホールディングス定款

第１章　総　　則

（商号）

第１条　　当会社は、株式会社メルコホールディングスと称し、英文では MELCO HOLDINGS INC.と表示する。

（目的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．次の各号の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること

(1) デジタル家電及びコンピュータ周辺機器の開発、製造、販売及び関連サービスの提供

(2) 投資運用業、投資助言・代理業及び金融商品仲介業

(3) 食料品の製造及び販売

(4) 前各号に付帯関連する一切の事業

２．前項の会社等に対する経営指導及び経理、人事等の管理業務受託

３．特許権、商標権、実用新案権、意匠権及び著作権の取得、貸与並びに売買

４．不動産の賃貸及び売買並びに仲介

５．金銭の貸付、その代理及び貸借の媒介並びに保証

６．前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　　当会社は本店を東京都千代田区に置く。

（機関）

第４条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会

２．監査役

３．監査役会

４．会計監査人

（公告方法）

第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式数は、97,000,000 株とする。

(単元株式数)
第７条　　当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)
第８条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
１．会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
２．会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
４．次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)
第９条　　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)
第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
（２）株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
（３）当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)
第１１条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

(招集)
第１２条　当会社の定時株主総会は、毎年４月１日から３か月以内に、臨時株主総会は必要に応じて随時、取締役会の決議に基づき招集する。

(定時株主総会の基準日)
第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。
(招集権者及び議長)
第１４条　当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、議長となる。

（２）取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当たる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

（２）会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　当会社の株主は、議決権を有する当会社の他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

（２）株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第１８条　当会社の取締役は 15 名以内とする。

（取締役の選任）

第１９条　当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（２）当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第２０条　当会社の取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする

（代表取締役）

第２１条　取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

（役付取締役）

第２２条　取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集及び議長）

第２３条　　当会社の取締役会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

（２）取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当たる。

（取締役会の招集通知）

第２４条　　取締役会の招集通知は、取締役及び監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（２）取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第２５条　　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たした時は、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第２６条　　当会社の取締役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第２７条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２８条　　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（取締役の責任限定契約）

第２９条　　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第３０条　　当会社の監査役は５名以内とする。

（監査役の選任）
第３１条　　当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）
第３２条　　当会社の監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（２）任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）
第３３条　　当会社の監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第３４条　　当会社の監査役会の招集通知は、監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。
（２）監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）
第３５条　　当会社の監査役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）
第３６条　　当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第３７条　　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（監査役の責任限定契約）
第３８条　　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　計　　算

（事業年度）
第３９条　　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第４０条　　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第４１条　　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

（２）当会社の中間配当の基準日は、毎年９月３０日とする。

（３）前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間等）

第４２条　　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。